

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>		<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>	
<p>十一 特例 条例第三 条の表の 第七号(3) に規定す る覚醒剤 取締法の 施行に係 る事務の うち、規 則に基づ く事務で あって別 に規則で 定めるも の</p>	<p>覚醒剤取締法施行細則（昭和三十一年広島県規則第八号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)（略）</p>	<p>十一 特例 条例第三 条の表の 第七号(3) に規定す る覚せい 剤取締法 の施行に 係る事務 のうち、 規則に基 づく事務 であって 別に規則 で定める もの</p>	<p>覚せい剤取締法施行細則（昭和三十一年広島県規則第八号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2)（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。